三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年二月二十三日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県宇都宮市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、宇都宮市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
宇都宮市(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年二月二十三日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県宇都宮市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、宇都宮市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
宇都宮市(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年二月二十三日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県鹿沼市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、鹿沼市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第三十号

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。
平成二十二年二月二十三日
経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器(電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。)第一項に係るものに限る。) 二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器(基準省令第二項に係るものに限る。) 三　電熱器具(基準省令第一項に係るものに限る。) 四　電熱器具(基準省令第二項に係るものに限る。) 五　電動力応用機械器具(基準省令第一項に係るものに限る。) 六　電動力応用機械器具(基準省令第二項に係るものに限る。) 七　交流用電気機械器具(電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。)第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。) 八　交流用電気機械器具(規則第十九条第三号から十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。)	財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(参考)
財団法人日本品質保証機構の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
財団法人日本品質保証機構安全電磁センター(東京都世田谷区砧一丁目21番25号)
財団法人日本品質保証機構北関西試験センター(大阪府箕面市石丸一丁目7番7号)
財団法人日本品質保証機構安全電磁センター電磁環境試験部都留電磁環境試験所(山梨県都留市大幡字丹保沢2096番地)

○国土交通省告示第百七号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年二月二十三日
国土交通大臣　前原　誠司
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柊北渓流
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口市大字仁保下郷字上ノ原一三七三番一内四等三角点殿河内を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五九度二七分三九秒　一三九五・一四八メートルの地点　一号
標柱一号から一一六度四五分三二秒　八二一・三二八メートルの地点　二号
標柱二号から七二度五六分三四秒　八五一・六四八メートルの地点　三号
標柱三号から一一度二分二六秒　一二五一・六七五メートルの地点　四号
標柱四号から二〇七度五七分二四秒　一三〇一・八八〇メートルの地点　五号
標柱五号から二八〇度二四分二一秒　一五五一・三七二メートルの地点　六号
標柱六号から一度四二分一五秒　五四一・二四一メートルの地点　七号
標柱七号から三〇六度三九分四五秒　八八一・六二九メートルの地点　八号
標柱八号から三五四度一分三二秒　二〇一・六四六メートルの地点　九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柊渓流
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口市大字仁保下郷字上ノ原一三七三番一内四等三角点殿河内を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和十二年内務省告示第五百六十四号で指定した土地の区域を除く。)